

(趣旨)

第1条 この貸付実施細則は、「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」（平成 28 年 3 月 2 日付け厚生労働省発社援 0302 第 10 号厚生労働事務次官通知）及び「介護福祉士修学資金等貸付制度の運営について」（平成 28 年 3 月 2 日付け社援発 0302 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知）、「宮崎県介護福祉士修学資金等貸付実施要領」に基づき、社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する介護福祉士修学資金等貸付事業（以下「貸付事業」という。）について、その貸付方法や事務手続等を規定し、貸付事業の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(貸付事業)

第2条 本会が実施する貸付事業は次の各号のとおりとする。

(1) 介護福祉士修学資金貸付事業

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士修学資金」という。）を貸し付ける事業

(2) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

法第 40 条第 2 項第 5 号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「実務者研修施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士実務者研修受講資金」という。）を貸し付ける事業

(3) 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

介護職としての一定の知識及び経験を有するものに対し、再就職準備資金（以下「離職介護人材再就職準備資金」という。）を貸し付ける事業

(4) 社会福祉士修学資金貸付事業

法第 7 条第 2 号又は第 3 号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士養成施設」という。）に在学し、社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「社会福祉士修学資金」という。）を貸し付ける事業

(貸付対象者、貸付期間及び貸付額等)

第3条 介護福祉士修学資金貸付事業の貸付対象者、貸付期間及び貸付額等は次の各号のとおりとする。

(1) 貸付対象者は、介護福祉士養成施設に在学する者（介護福祉士養成施設における修学の支援を目的として国又は県が実施する他の事業等の対象となった者を

除く。)で、次の①から③の要件を満たす者とする。なお、2以上の都道府県から重複して貸付けを受けることはできない。

① 次のアからウまでのいずれかに該当する者

ア 宮崎県に住民登録をしている者であって、卒業後に宮崎県の区域(国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設において業務に従事する場合は全国の区域とする。また、東日本大震災等における被災県(岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。)において業務に従事する場合は、宮崎県及び当該被災県の区域とする。以下同じ。)において昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務(以下「返還免除対象業務」という。)に従事しようとする者

イ 宮崎県内の介護福祉士養成施設の学生であって、卒業後に宮崎県の区域において返還免除対象業務に従事しようとする者

ウ 介護福祉士養成施設の学生となった年度の前年度に宮崎県に住民登録をしていた者であり、かつ、介護福祉士養成施設での修学のため転居をしたものであって、卒業後に宮崎県の区域内において返還免除対象業務に従事しようとする者

② 次のア又はイのいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付けが必要と認められるもの

ア 学業成績等が優秀と認められる者

イ 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向上心があると認められる者

③ 本条第1項第4号③の国家試験受験対策費用及び本条第1項第4号④の生活費加算の貸付対象者は、それぞれ、次のア及びイに定める者に限る。

ア 国家試験受験対策費用の貸付対象者

平成29年度以降に介護福祉士養成施設を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者

イ 生活費加算の貸付対象者

貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員である者

(2) 貸付対象者の選定にあたっては次の①及び②のとおり取り扱うものとする。

① 介護福祉士養成施設から推薦を求めること等により公正かつ適切に行う。

② 第7条第1項第1号の規定により返還免除対象期間が3年となる中高年離職者については、離職証明等の客観的判断の可能な書類で離職状況を確認する。

- (3) 貸付期間は、介護福祉士養成施設に在学する期間であり、原則として正規の修学期間とするが、病気等の真にやむを得ないと本会の会長（以下「会長」という。）が認める事由により留年した期間中については、これに含めることができるものとする。
- (4) 貸付額は月額 50,000 円以内とする。ただし、次の①から④に定める額を、加算することができるものとする。
- ① 入学準備金 初回の貸付け時に限り、200,000 円以内
 - ② 就職準備金 最終回の貸付け時に限り、200,000 円以内
 - ③ 国家試験受験対策費用 一年度当たり 40,000 円以内
 - ④ 生活費加算 月額 30,000 円以内
- (5) 介護福祉士修学資金貸付事業の貸付額は、介護福祉士養成施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等の経費（本条第 1 項第 4 号④の生活費加算に係る貸付額については、在学中の生活費を含む。）に充当するものであり、本条第 1 項第 4 号に定める額の範囲内であれば介護福祉士養成施設に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付対象者の希望する額を貸し付けることができるものとする。
- (6) 本条第 1 項第 4 号③の国家試験受験対策費用は、介護福祉士養成施設が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費に充当するものであること。
- (7) 本条第 1 項第 4 号④の生活費加算の取扱いについては、次のとおりとする。
- ① 生活費加算の貸付対象者の選定にあたっては、次のアからエのとおり取り扱うものとする。
 - ア 生活費加算の貸付対象者に対し、介護福祉士養成施設への入学前に貸付決定を行う場合、貸付申請は当該貸付対象者が本会に行うこととし、当該申請を受けた本会は当該受付申請者の居住地を管轄する福祉事務所（以下、単に「福祉事務所」という。）等との連携により適切に審査を行うこととする。
 - イ 会長は、福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書等の確認書類により家庭の経済状況を確認するとともに、貸付けの実施による自立支援の効果に関し、福祉事務所長の意見を聴くこととする。
 - ウ 生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできないため、会長は、生活保護受給世帯の者に対する貸付けの可否について、福祉事務所長に対し確認することとする。
 - エ 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員であって、次のいずれかに該当する者に対し、貸付決定を行った場合には、福祉事務所長が発行する世帯分離証明書等を貸付対象者から提示させる等により、生活保護の支給が廃止されていることを確認することとする。
 - i) 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員である高校生であって、高校卒業後、直ちに介護福祉士養成施設に就学しようとする者

- ii) 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員である者であって、i)以外の者に対する生活費加算を含む貸付決定を行った場合
- ② 会長は、福祉事務所や介護福祉士養成施設等の関係機関と連携を密にし、次に掲げる取組の実施等による継続的な支援に努めることとする。
 - ア 介護福祉士養成施設に在学中の出席状況や学業成績等に関する定期的な確認及び支援
 - イ 介護福祉士養成施設卒業後の福祉・介護関係等の求人情報の紹介や就職の斡旋
 - ウ 福祉・介護関係の職場に就労後の定着支援やキャリアカウンセリング
- ③ 生活費加算の額については、貸付け後の加齢や転居、生活扶助基準の見直し等があった場合も、貸付期間中の加算額の見直しは要しないこととする。
- 2 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の貸付対象者、貸付期間及び貸付額等は次の各号のとおりとする。
 - (1) 貸付対象者は、実務者研修施設に在学する者で、次の①から③までのいずれかに該当する者とする。
 - ① 宮崎県に住民登録をしている者であって、卒業後に宮崎県の区域において返還免除対象業務に従事しようとする者
 - ② 宮崎県内の実務者研修施設の学生であって、卒業後に宮崎県の区域において返還免除対象業務に従事しようとする者
 - ③ 実務者研修施設の学生となった年度の前年度に宮崎県に住民登録をしていた者であり、かつ、実務者研修施設での修学のため転居をしたものであって、卒業後に宮崎県の区域内において返還免除対象業務に従事しようとする者
 - (2) 対象者の選定にあたっては実務者研修施設から推薦を求めること等により公正かつ適切に行う。
 - (3) 貸付期間は、実務者研修施設に在学する期間とする。
 - (4) 貸付額は、200,000円以内とする。

介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の貸付額については、実務者研修施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等の経費に充当するものであり、上記金額の範囲内であれば実務者研修施設に支払うべき納付金の額に拘らず、貸付対象者の希望する額を貸し付けるものとする（ただし、国又は県が実施する他の事業等により公的な支援を受けている上記経費との重複貸付けはできない）。
- 3 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の貸付対象者、貸付期間及び貸付額等は次の各号のとおりとする。
 - (1) 貸付対象者は、宮崎県に住民登録をしている者又は宮崎県に所在する事業所又は施設に介護職員等として就労した者であって、次の①から④までの基準のすべてを満たす者とする。
 - ① 「厚生労働大臣が定める基準」（平成12年厚生省告示第25号）第4号等に

において、その賃金改善が「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年厚生省告示第 19 号）、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年厚生省告示第 21 号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）及び「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 128 号）に規定する介護職員処遇改善加算（以下単に「介護職員処遇改善加算」という。）の算定要件とされる職種（以下「介護職員等」という。）としての実務経験を 1 年以上（雇用期間が通算 365 日以上かつ介護等の業務に従事した期間が 180 日以上）有する者

- ② 介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者
 - 介護福祉士
 - 実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
 - 介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修を修了した者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 25 号）附則第 2 条の規定に基づき、介護職員初任者研修を修了した者とみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員基礎研修、1 級課程、2 級課程を修了した者をいう。）を含む。）
 - ③ 介護職員処遇改善加算の算定対象となる介護サービスを提供する事業所又は施設のうち、介護職員処遇改善加算を算定している事業所又は施設に介護職員等として就労した者
 - ④ 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、予め、宮崎県福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行い、かつ、本会が定める様式による再就職準備金利用計画書（以下単に「再就職準備金利用計画書」という。）を提出した者
- (2) 貸付額は、200,000 円と貸付対象者が本会に提出した再就職準備金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とする。なお、貸付額については、再就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものであり、再就職準備金利用計画書により用途を確認した上で支給する。
- ① 子どもの預け先を探す際の活動費
 - ② 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費又は参考図書等の購入費
 - ③ 介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
 - ④ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用

- ⑤ 通勤用の自転車又はバイクの購入費
 - ⑥ その他、会長が再就職する際に必要となる経費として適当と認める経費
- (3) 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

4 社会福祉士修学資金貸付事業の貸付対象者、貸付期間及び貸付額等は次の各号のとおりとする。

(1) 貸付対象者は、社会福祉士養成施設に在学する者（社会福祉士養成施設における修学の支援を目的として国又は県が実施する他の事業等の対象となった者を除く。）で、次の①から③の要件を満たす者とする。なお、2以上の都道府県から重複して貸付けを受けることはできない。

① 次のアからウまでのいずれかに該当する者

ア 宮崎県に住民登録をしている者であって、卒業後に宮崎県の区域において、返還免除対象業務に従事しようとする者

イ 宮崎県内の社会福祉士養成施設の学生であって、卒業後に宮崎県の区域において返還免除対象業務に従事しようとする者

ウ 社会福祉士養成施設の学生となった年度の前年度に宮崎県に住民登録をしていた者であり、かつ、社会福祉士養成施設での修学のため転居をしたものであって、卒業後に宮崎県の区域内において返還免除対象業務に従事しようとする者

② 次のア又はイのいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付けが必要と認められるもの

ア 学業成績等が優秀と認められる者

イ 卒業後、中核的な福祉職として就労する意欲があり、社会福祉士資格取得に向けた向上心があると認められる者

③ 本条第4項第4号③の生活費加算の貸付対象者は、貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員である者に限る。

(2) 貸付対象者の選定にあたっては次の①及び②のとおり取り扱うものとする。

① 社会福祉士養成施設から推薦を求めること等により公正かつ適切に行う。

② 第7条第1項第4号において準用する第7条第1項第1号の規定により返還免除対象期間が3年となる中高年離職者については、離職証明等の客観的判断の可能な書類で離職状況を確認する。

(3) 貸付期間は、社会福祉士養成施設に在学する期間であり、原則として正規の修学期間とするが、病気等の真にやむを得ないと会長が認める事由により留年した期間中については、これに含めることができるものとする。

(4) 貸付額は月額50,000円以内とする。ただし、次の①から③に定める額を、加算することができるものとする。

① 入学準備金 初回の貸付け時に限り、200,000円以内

② 就職準備金 最終回（社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合にあっては、初回又は最終回）の貸付け時に限り、200,000円以内

③ 生活費加算 月額 30,000 円以内

- (5) 社会福祉士修学資金貸付事業の貸付額は、社会福祉士養成施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等の経費（本条第4項第4号③の生活費加算に係る貸付額については、在学中の生活費を含む。）に充当するものであり、本条第4項第4号に定める額の範囲内であれば社会福祉士養成施設に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付対象者の希望する額を貸し付けることができるものとする。
- (6) 本条第2項第4号③の生活費加算の取扱いについては、本条第1項第7号の規定を準用する。

(貸付方法及び利子)

- 第4条 貸付事業による貸付けは会長と貸付対象者との契約により行うものとする。
- 2 利子は、無利子とする。

(連帯保証人)

- 第5条 貸付事業による貸付けを受けようとする者は、連帯保証人2人（第2条第1項第2号及び第3号については1名とする。）を立てなければならない。
- 2 貸付けを受けようとする者が未成年者である場合、連帯保証人のうち1名は法定代理人でなければならない。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

- 第6条 会長は、貸付契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、その契約を解除するものとする。
- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- 2 会長は、貸付契約の相手方が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。
- 3 会長は、貸付契約の相手方が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。（第2条第1項第1号及び第2条第1項第4号の事業に限る。）

(返還の債務の当然免除)

- 第7条 会長は、貸付契約の相手方が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。
- (1) 介護福祉士修学資金貸付事業

次の①又は②のいずれかに該当するに至ったとき。

- ① 介護福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、宮崎県の区域内において、返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が返還免除対象業務に従事した場合は、3年）（以下「返還免除対象期間」という。）の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、宮崎県の区域外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入できるものとする。

また、返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

- ② 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

（2）介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

次の①又は②のいずれかに該当するに至ったとき。

- ① 実務者研修施設を卒業した日（実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあっては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。以下同じ。）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、宮崎県の区域内において、返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかった場合の取扱いは、本条第1項第1号①の規定を準用する。

- ② 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

（3）離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

次の①又は②のいずれかに該当するに至ったとき。

- ① 第3条第3項第1号③の介護職員等として就労した日から、宮崎県の区域内において、2年の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できな

った場合の取扱いは、本条第1項第1号①の規定を準用する。

- ② 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

(4) 社会福祉士修学資金貸付事業

本条第1項第1号を準用する。

- 2 社会福祉士又は介護福祉士資格取得者が第3条第1項第1号①アの「別添1の職種若しくは別添2の職種又は当該施設の長」(以下「別添1の職種等」という。)として従事することができなかった場合であって、養成施設卒業後1年以内に別添1の職種等以外の職種に採用された者については、会長が本人の申請に基づき別添1の職種等に従事する意思があると認めた場合、本条第1項第1号(本条第1項第4号において準用する場合を含む。以下、第7条について同じ。)及び本条第1項第2号、第9条第1項第2号及び第9条第1項第5号の「卒業した日から1年以内」を、「卒業した日から2年以内」と読み替えるものとする。
- 3 本条第1項第1号、第9条及び第10条第1項第2号の「他種の養成施設等」は、介護福祉士養成施設卒業者の場合は社会福祉士養成施設、社会福祉士養成施設卒業者の場合は介護福祉士養成施設であること。
- 4 本条第1項第1号、第9条及び第11条第1項第2号の「その他やむを得ない事由」は、例えば育児休業等の本条に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。
- 5 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合(介護福祉士実務者研修受講資金又は社会福祉士修学資金の貸付けを受けた場合に限る。)であって、会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合、本条第1項第2号及び本条第1項第4号において準用する本条第1項第1号、第9条第1項第2号及び第9条第1項第5号に規定する「卒業した日」を、「卒業年度の翌々年度の国家試験に合格した日」と読み替えるものとする。
- 6 本条第1項第1号に規定する返還免除対象期間、本条第1項第2号及び本条第1項第3号の「2年」の計算については、次の①及び②に掲げる方法とする。
- ① 5年 在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上
- ② 3年 在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上
- ③ 2年 在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上
- なお、ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めることができるものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

(返還の債務の裁量免除)

第8条 会長は、貸付事業による貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた金額を返還することができなくなったとき

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

(3) 宮崎県の区域内において貸付事業による貸付けを受けた期間以上、返還免除対象業務に従事したとき

返還の債務の額の一部

2 本条第1項第1号及び本条第1項第2号の返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用するものとする。

3 本条第1項第3号の返還の債務の裁量免除は、その適用を機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用するものとする。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については適用しないものとする。

4 裁量免除の額は、宮崎県の区域内において返還免除対象業務に従事した期間を、貸付事業による貸付けを受けた期間（この期間が2年に満たないときは2年とする。）の2分の5（中高年離職者等については2分の3）に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(返還)

第9条 貸付事業による貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して本条第2項に定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を返還しなければならない。

(1) 貸付契約が解除されたとき。

(2) 介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業した日若しくは実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せ

- ず、又は宮崎県の区域内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- (3) 宮崎県の区域内において返還免除対象業務（離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の貸付けを受けた者にあつては介護職員等の業務）に従事する意思がなくなつたとき。
 - (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなつたとき。
 - (5) 介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業した日若しくは実務者研修施設を卒業した日から1年以内に返還の債務の履行猶予がなされなかつたとき。

2 返還期間は次の各号とする。

- (1) 介護福祉士修学資金貸付事業
貸付けを受けた期間の2.5倍に相当する期間
- (2) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業
15か月間
- (3) 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業
15か月間
- (4) 社会福祉士修学資金貸付事業
貸付けを受けた期間の2.5倍に相当する期間

3 返還方法は、月賦又は半年賦の均等払方式とする。ただし、繰上償還を行うことを妨げない。

(返還の債務の履行猶予（当然猶予）)

第10条 会長は、貸付事業による貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設、実務者研修施設又は社会福祉士養成施設に在学しているとき。
- (2) 貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設、実務者研修施設又は社会福祉士養成施設を卒業後、引き続き、他種の養成施設等において修学しているとき。

(返還の債務の履行猶予（裁量猶予）)

第11条 会長は、貸付事業による貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 宮崎県の区域内において返還免除対象業務又は介護職員等の業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(延滞利子)

第12条 貸付事業による貸付けを受けた者は、正当な理由がなく貸付額を返還しな

なければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合（2月29日を含む1年についても、同じ割合とする。）で計算した延滞利子を支払わなければならない。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調停しないことができる。

（実施細目）

第13条 この実施細則に定めるもののほか、貸付事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この実施細則は、平成28年12月14日から施行する。

上記期日以前に実施している貸付けについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

この実施細則は、平成29年3月30日から施行し、改正後の実施細則の規定は平成28年12月14日から適用するものとする。

附 則

この実施細則は、平成29年4月12日から施行し、平成29年4月1日から適用するものとする。